

板橋区ものづくり企業貸工場家賃補助金交付要綱

平成28年3月25日区長決定

(目的)

第1条 板橋区ものづくり企業貸工場家賃補助金(以下「補助金」という。)は、板橋区(以下「区」という。)内での操業を開始し、又は操業を継続するために、工場を賃借するものづくり中小企業者に対し、必要な補助金を交付することにより、ものづくり企業の区内立地を促し、区内ものづくり産業集積の維持・発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1)「ものづくり企業」とは、製造業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業その他の工業製品の設計、製造と密接に関連する事業を営む企業とする。
- (2)「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に規定する中小企業者をいう。
- (3)「工場」とは、生産設備等を備え経常的に主たる生産業務を行う事業所又は簡易な加工等を行う作業場又は研究開発施設(以下「生産施設」という。)及びこれに付随する施設(以下「関連施設」という。)をいう。
- (4)「親会社等」とは、会社法(平成17年7月26日法律第86号)第2条第4号の2の定義による。
- (5)「子会社等」とは、会社法第2条第3号の2の定義による。

(補助対象工場)

第3条 補助金の対象となる工場(以下「対象工場」という。)は次の各号の全てを満たすものとする。

- (1)板橋区内に立地する賃貸を目的とした工場であること。ただし、区施設は除く。
- (2)都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域(以下「対象区域」とする。)に立地すること。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の対象となる者(以下「事業者」という。)は、次に掲げる全てを満たす者とする。

- (1)次のいずれかに該当するものづくり企業であり、かつ中小企業者であること。
 - ア 第9条の補助金交付申請時において、区内に本社又は事業所の登記があること。
 - イ 新たに区内へ移転又は新規に創業し、第10条第1項に基づく補助金交付決定後速やかに操業を開始すること。
- (2)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業以外の企業(組合形式又はこれに類する形式により、企業の支配を目的とせず投資事業を行うものを除く。)の出資比率が50パーセントを超えないこと。
- (3)法人住民税及び事業税(個人事業者で事業税が非課税の場合は住民税及び軽自動車税)を滞納していないこと。
- (4)対象工場を賃借する契約の相手方と、親会社等・子会社等の関係ではないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1)区内拡大事業
区内に工場を持つ事業者が、移転又は増設のために対象工場を新たに賃借する事業とする。この場

合において、対象工場を新たに賃借することにより、当該対象事業者の生産施設面積の合計を 30 パーセント以上又は 100 m²以上増床しなければならない。

(2) 新規立地事業

新たに工場を設置しようとする事業者又は区外の事業者が、新規に区内に立地するために対象工場を賃借する事業とする。

(補助対象事業の期間)

第6条 補助対象事業の期間は、当該事業者が、初めて第10条第1項の補助金交付決定を受けた日（以下「初回決定日」という。）を始期とし、初回決定日の属する事業年度（区の会計年度である4月1日から翌年3月31日までとする。以下同じ。）の翌々年度の3月31日を終期とする。ただし、第12条、第13条及び第18条の規定により取下げ、変更、中止、取消等を行った場合は、その限りでない。

(補助対象経費)

第7条 補助金の補助対象経費は、補助対象事業の賃借料とする。ただし、当該賃借料が、国、都その他団体等の補助金の対象となる場合を除く。

- 2 補助対象経費に、保証金、敷金、礼金、更新料、火災保険料等を含まない。
- 3 貸主との契約等により賃借料免除がなされている場合は補助の対象としない。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、一の事業者に対し、予算の範囲内において交付し、その期間と額は下表のとおりとする。

事業年度	助成率	補助限度額	補助対象経費の最低投資額
初年度	補助対象経費の2分の1以内	120万円	月20万円
翌年度	補助対象経費の4分の1以内	60万円	月20万円
翌々年度	補助対象経費の4分の1以内	60万円	月20万円

- 2 初年度は、初回決定日の属する年度とする。
- 3 補助金の額は、助成率又は補助限度額のいずれか低い額とする。
- 4 月の途中で入居した場合は翌月の賃借料から、月の途中で退去した場合は前月までの賃借料を、補助対象経費とする。
- 5 年度の途中に入居した場合及び年度の途中で補助対象事業の期間が満了する場合の当該年度の補助金限度額は、年間限度額を12で除し、補助対象月数を乗じた数とする。

(交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする事業者は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に事業計画書その他必要な書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- 2 前項の場合において、初年度に申請しようとする事業者は、対象工場の賃貸借契約を締結する日の前日までに、翌年度及び翌々年度に申請しようとする事業者は、各年度の4月1日から4月15日までに申請するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第4条第1号イに規定する新規に創業する法人（以下「新規創業」という。）の場合は、賃貸借契約を締結した日から30日以内に、区長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第10条 区長は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容等を審査し、補助金交付の可否の決定を行うものとする。

- 2 区長は、前項に規定する補助金交付の可否について、補助金交付可否決定通知書（別記第2号様

式)により、申請を行った事業者に通知するものとする。

3 区長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

4 補助金の交付決定の額は、第8条の規定により算出する額(1千円未満の端数は切り捨て)とする。

(補助対象事業の開始)

第11条 初年度に補助金の交付決定通知を受けた事業者は、初年度中に対象工場の賃貸借に関する契約を締結し、当該契約書の写しを添えて、操業開始届(別記第3号様式)を区長に提出するものとする。

2 初年度の補助金交付決定前に前項の賃貸借契約を締結した場合は、補助対象事業として、これを認めない。ただし、新規創業の場合は、この限りでない。

3 第9条第3項の規定により補助金交付申請書の提出を受け、交付決定をした場合は、交付決定した日の属する月から補助対象とする。

(申請の取下げ)

第12条 交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第13条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合又は中止しようとする場合は、必要な書類を添えて変更等承認申請書(別記第4号様式)を、あらかじめ区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の承認に際して、必要な条件を付することができる。

3 区長は、第1項の申請について審査し、その承認(これに付する、前項に規定する条件を含む。)又は不承認を、変更等承認(不承認)通知書(別記第5号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第14条 事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに、実績報告書(別記第6号様式)に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の請求・交付)

第15条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びそれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(別記第7号様式)により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき補助金の額は、第10条第4項により決定した額を限度として、第8条の規定に基づき確定する。

3 区長は、前項の補助金確定にあたり、条件を付することができる。

(是正のための措置)

第16条 区長は、前条第1項の審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための措置を命じることができる。

2 前項に規定する命令に対して補助事業者が必要な措置をした場合には、前条の規定により処理する。

(補助金の支払等)

第17条 区長は、第15条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者からの請求に基づき、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に事業の円滑な遂行のため区長が必要があると認めた場合は、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項本文の規定により補助金の支払を受けようとするときには、補助金交付請求書(別記第8号様式)を、前項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(別記第8号の2様式)を区長に提出しなければならない。

3 事業者は、補助金の概算払を受けたときは、前条の規定による補助金の額を確定通知書受領後、補助金清算書(別記第9号様式)を区長に提出し、速やかに補助金を清算しなければならない。

(交付決定の取消し)

第18条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

(4) 第5条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(5) 区長が事業の実施を不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第19条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業に補助金が支払われているときには、期限を定めて補助事業者にその返還を命じるものとする。

2 区長は、第15条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じることができるものとする。

(報告の義務)

第20条 第17条の補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間、補助事業の対象となった工場の操業状況について、操業状況報告書(別記第10号様式)及びその他区長が必要と認める書類を指定する期日までに区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項に定めるもののほか必要と認める場合は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間報告を求めることができるほか、実地検査を行うことができる。

(補助金の経理等)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業者が行う補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(操業の継続)

第22条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、区内にて継続して操業するよう努めなければならない。

(取得財産等の管理及び処分)

第23条 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保にしようとするときは、取得財産等処分承認申請書(別記第11号様式)をあらかじめ区長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 区長は、前項の規定により承認を受けた補助事業者が当該取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(検査)

第24条 補助事業者は、区長が区職員をして、補助事業者が行う補助事業の運営及び経理等の状況その他の必要な事項について報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(違約金及び延滞金の納付)

第25条 第18条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第19条の規定により補助金の返還を命じたときには、区長は、補助事業者が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額(一部を返還した場合のその後の期間において既返還額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を補助事業者に納付させなければならない。

2 補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第26条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第27条 第25条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額による。

(その他)

第28条 補助金の交付に関し、この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)に定めるもののほか、産業経済部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、この要綱により補助金の交付決定を受けた事業者については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

板橋区長 宛

所在地(〒)

企業名
代表者役職・氏名

板橋区ものづくり企業貸工場家賃補助事業 補助金交付申請書

板橋区ものづくり企業貸工場家賃補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 事業の概要

工場所在地	(〒 -)		
工場延床面積	m ² (うち、生産施設面積: m ²)		
契約年月日(予定)	年 月 日	入居年月日(予定)	年 月 日
契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
工場賃借料(月額)	円		

2 補助対象経費(単年度) 合計 _____ 円

3 補助金交付申請額(単年度) 合計 _____ 円

4 添付書類

(法人) 法人住民税及び事業税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書(1期分)

(個人) 住民税及び軽自動車税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書(1期分)

法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書) 新規立地の場合のみ、
については、発行日から3カ月以内の原本

事業計画書

ア 事業者の概要

ふりがな		ふりがな		(役職)
企業名		代表者 氏名		
本社 所在地	〒			
設立年月日	年	月	日	資本金 万円
従業員数	(年 月現在) 計 人(正社員 人・パート 人)		主たる業種	(日本標準産業分類、中分類)
主な生産・ 取扱製品				
株主等一覧表 出資比率の高いものから記載し、大企業は【 】に をしてください。4番目以降は「ほか社・者」と記載してください。	株主名又は 出資者名	所在地	大企業	出資比率(%)
			【 】	
			【 】	
			【 】	
	ほか()社・者			
事業所 すべて記載 すること。欄 が足りない場 合は別紙(様 式自由)に記 載し、提出す ること。	名称	所在地		工場施設の有無
				有・無
				有・無
事務担当者	ふりがな		役職	
	氏名			
	〒			
	部署			
	電話番号		FAX 番号	
	メールアドレス			

別紙 2

イ 事業概要

目的	
現（既存）工場の概要	<u>工場の位置図、現況写真（外部・内部）を添付</u>
所在地（〒）	
所有形態	自社所有 ・ 賃借
用途地域	
敷地面積	m ² / 建築面積 m ²
延べ床面面積	m ² （うち生産施設面積 m ² ） 建築構造 造 階建
対象工場の概要	<u>工場の位置図、現況写真（外部・内部）を添付</u>
所在地（〒）	
用途地域	
敷地面積	m ² / 建築面積 m ²
延べ床面面積	m ² （うち生産施設面積 m ² ） 建築構造 造 階建
事業スケジュール等	
契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日
賃貸借契約予定日	年 月 日
入居予定日	年 月 日
操業開始予定日	年 月 日

ウ 経営計画

移転により見込まれる効果	
今後の事業展開	（初年度）
	（2年度）
	（3年度）
	（4年度）
	（5年度）
後継者の有無・育成計画等	
既存工場の活用方法 区内移転の場合	（跡地利用予定等）

別紙 3

エ 資金計画

【収入の部】

(単位：円)

区 分	金 額	資金の調達先(金融機関名等を具体的に記入してください。)
自己資金		
借入金		
その他		
合 計		

【支出の部】

(単位：円)

期 間	賃借料 (月額)	補助対象経費		補助金交付申請額
		月 額	月 数	
年度 月 ~ 月		(上限 20 万円)		【初年度交付申請額(1千円未満切捨)】 (× ×1/2)
年度 月 ~ 月		(上限 20 万円)		【翌年度交付申請額(1千円未満切捨)】 (× ×1/4)
年度 月 ~ 月		(上限 20 万円)		【翌々年度交付申請額(1千円未満切捨)】 (× ×1/4)
合 計				

記入欄が足りない場合は、適宜追加して記入してください。

オ その他

<p>現在この補助金以外で申請している補助事業</p> <p>申請先：</p> <p>補助対象事業名：</p> <p>テーマ・内容：</p> <p>補助金申請額： 円</p> <p>本申請との関係： 同一 ・ 否</p>

様

板橋区長

板橋区ものづくり企業貸工場家賃補助事業 補助金交付可否決定通知書

年 月 日付申請のあった板橋区ものづくり企業貸工場家賃補助金の交付について、内容を審査した結果、適当と認められるので、板橋区ものづくり企業貸工場家賃補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定内容

(1) 補助金交付の可否 (可 ・ 否)

(2) 補助事業 区内拡大事業 ・ 新規立地事業

(3) 補助金交付申請額 (1 千円未満切捨て) _____ 円

(4) 交付決定額 (1 千円未満切捨て) _____ 円

2 交付条件 (交付しない理由)

板橋区長 宛

所在地(〒)

企業名
代表者役職・氏名

板橋区ものづくり企業貸工場家賃補助事業 操業開始届

板橋区ものづくり企業貸工場家賃補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、年 月 日付で提出した事業計画書のとおり操業を開始したので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 操業開始年月日
- 2 添付書類 契約書の写し

板橋区長 宛

所在地(〒)

企業名
代表者役職・氏名

板橋区ものづくり企業貸工場家賃補助事業 事業変更等承認申請書

年 月 日付 板産産第 号で交付決定を受けた事業について、下記の理由により変更(*中止)したいので、板橋区ものづくり企業貸工場家賃補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更(*中止)する事業
- 2 変更(*中止)する内容
- 3 変更(*中止)する理由
- 4 変更(*中止)予定年月日
- 5 添付書類

上記下線部は、「変更」・「中止」のうち該当しないものを削除すること。

様

板橋区長

事業変更等承認(* 不承認)通知書

年 月 日付 板産産第 号により交付決定した事業について、板橋区ものづくり企業貸工場
家賃補助金交付要綱第 13 条第 3 項の規定に基づき、審査した結果、下記のとおり承認(* 不承認)した
ので通知します。

記

- 1 補助対象事業 区内拡大事業 ・ 新規立地事業
- 2 承認(* 不承認)の内容
- 3 承認(* 不承認)の理由

様式第 6 号 (第 14 条関係)

年 月

日

板橋区長 宛

所在地 (〒)

企業名
代表者役職・氏名

板橋区ものづくり企業貸工場家賃補助事業 補助事業実績報告書

年 月 日付 板産産第 号により交付決定を受けた板橋区ものづくり企業貸工場家賃補助金について、要綱第 14 条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助対象事業 区内拡大事業 ・ 新規立地事業
- 2 事業実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 3 実施報告及び収支決算書 (別紙 1)
- 4 添付書類
補助対象事業の実施に関わる領収書又は支払証明書

実 施 報 告 書

1 事業成果

補助金により得られた効果、事業の効率化及び競争力の強化等の成果について記載してください。

--

収 支 決 算 書

【収入の部】

（単位：円）

区 分	金 額	資金の調達先(金融機関名等を具体的に記入してください。)
自己資金		
借入金		
その他		
合 計		

【支出の部】

（単位：円）

期 間	賃借料 (月額)	補助対象経費		補助金交付申請額
		月 額	月 数	
平成 年度 月 ~ 月		(上限 20 万円)		(1 千円未満切捨)

様

板橋区長

板橋区ものづくり企業貸工場家賃補助金交付額確定通知書

年 月 日付 板産産第 号により交付決定した板橋区ものづくり企業貸工場家賃補助金については、実績報告書を審査した結果、下記のとおり補助金額を確定したので、板橋区ものづくり企業貸工場家賃補助金交付要綱第15条第1項の規定に基づき通知します。

記

1 確定額について

交付決定額(1千円未満切捨て) _____ 円

確定額(1千円未満切捨て) _____ 円

2 その他

補助金の請求については、年 月 日までに行ってください。

板橋区長 宛

板橋区ものづくり企業貸工場家賃補助金交付請求書

金 _____ 円

年 月 日付 板産産第 号により交付金額の確定を受けた板橋区ものづくり企業貸工場家賃補助金について、板橋区ものづくり企業貸工場家賃補助金交付要綱第 17 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

(請求者)
所在地 (〒)

企業名
代表者役職・氏名

1 補助金交付請求金額

金 _____ 円

2 補助金の振込みを希望する金融機関及び口座

金融機関名		本・支店名	
口座種類	普通 ・ 当座	口座番号	
(カタカナ)			
口座名義			

板橋区長 宛

(請求者)
所在地 (〒)

企業名
代表者役職・氏名

板橋区ものづくり企業貸工場家賃補助金概算払請求書

年 月 日付 板産産第 号により交付決定を受けた板橋区ものづくり企業貸工場家賃補助金について、板橋区ものづくり企業貸工場家賃補助金交付要綱第 17 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 補助事業名 区内拡大事業 ・ 新規立地事業

2 概算払請求理由

3 交付決定額 金 _____ 円

4 概算払請求額 金 _____ 円

5 残額 金 _____ 円

6 補助金の振込みを希望する金融機関及び口座

金融機関名		本・支店名	
口座種類	普通 ・ 当座	口座番号	
(カタカナ)			
口座名義			

板橋区長 宛

(請求者)
所在地 (〒)

企業名
代表者役職・氏名

板橋区ものづくり企業貸工場家賃補助金清算書

年 月 日付 板産産第 号により交付金額の確定を受けた板橋区ものづくり企業貸工場家賃補助金について、標記補助事業が完了したので、板橋区ものづくり企業貸工場家賃補助金交付要綱第 17 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり清算します。

記

1 交付決定額	金	_____	円
2 交付確定額	金	_____	円
3 概算払受領済額	金	_____	円
4 清算額	金	_____	円
5 残額	金	_____	円

板橋区長 宛

所在地 (〒)

企業名
代表者役職・氏名

板橋区ものづくり企業貸工場家賃補助金 操業状況報告書

年 月 日付 板産産第 号により交付決定を受けた板橋区ものづくり企業貸工場家賃補助金について、板橋区ものづくり企業貸工場家賃補助金交付要綱第 20 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

操業状況等	
その他 特記事項	

添付書類

- 納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書 (直近のもの)
 - 決算報告書及び貸借対照表及び損益計算書 (いずれも直近のもの)
 - その他、報告書に記載された実績や効果を裏付ける資料
- 場合によっては現地確認させていただくことがあります。

板橋区長 宛

所在地 (〒)

企業名
代表者役職・氏名

板橋区ものづくり企業貸工場家賃補助金に係る取得財産等処分承認申請書

年度板橋区ものづくり企業貸工場家賃補助金により取得した取得財産等の処分について、板橋区ものづくり企業貸工場家賃補助金交付要綱第 23 条第 2 項の規定により、下記のとおり申請する。

記

- 1 処分予定の取得財産等に係る補助事業の名称
- 2 処分予定の取得財産等の品目及び取得年月日
- 3 処分予定の取得財産等の取得価格 (効用の増加した価格) 及び時価
- 4 処分予定の取得財産等の設置場所
- 5 処分予定方法
- 6 処分予定理由